

森林生態系保護地域(月山周辺域)における スノーモービルの乗り入れについて

朝日庄内森林生態系保全センター 一般職員 ○加藤諒介
自然再生指導官 堀川敏行

1 はじめに

(1) 月山特別ルール実施までの経緯

朝日山地一帯の国有林は、日本最大規模のブナ林や高山帯のハイマツ林などが原生的な自然状態を維持しており、ヒメサユリやニホンカモシカなど日本海側多雪山地の多様な動植物が生育・生息していることから、平成 15 年の 3 月に「朝日山地生態系保護地域」に設定されています。(図 1) また、周辺の月山地域はスノーモービルのコースとしてとても魅力的な場所になっており、通常より長い期間滑ることができるため、過去には多くのスノーモービルの乗り入れがありました。しかし、朝日山地生態系保護地域内に乗り入れがあったことから、平成 17 年度の巡視員会議で初めて議題に取り上げられ、平成 18 年度に関係団体と合同で実態調査を行いました。その後、平成 19 年度に乗り入れ自粛の看板を設置し、「自然を守るスノーモビラーの会」との話し合いを経て、平成 20 年度より「月山特別ルール」(以下月山自主ルールとする) 実施しています。(図 2)

そのため、今回は、月山自主ルール実施後のスノーモービル乗り入れ状況について調査を行いました。

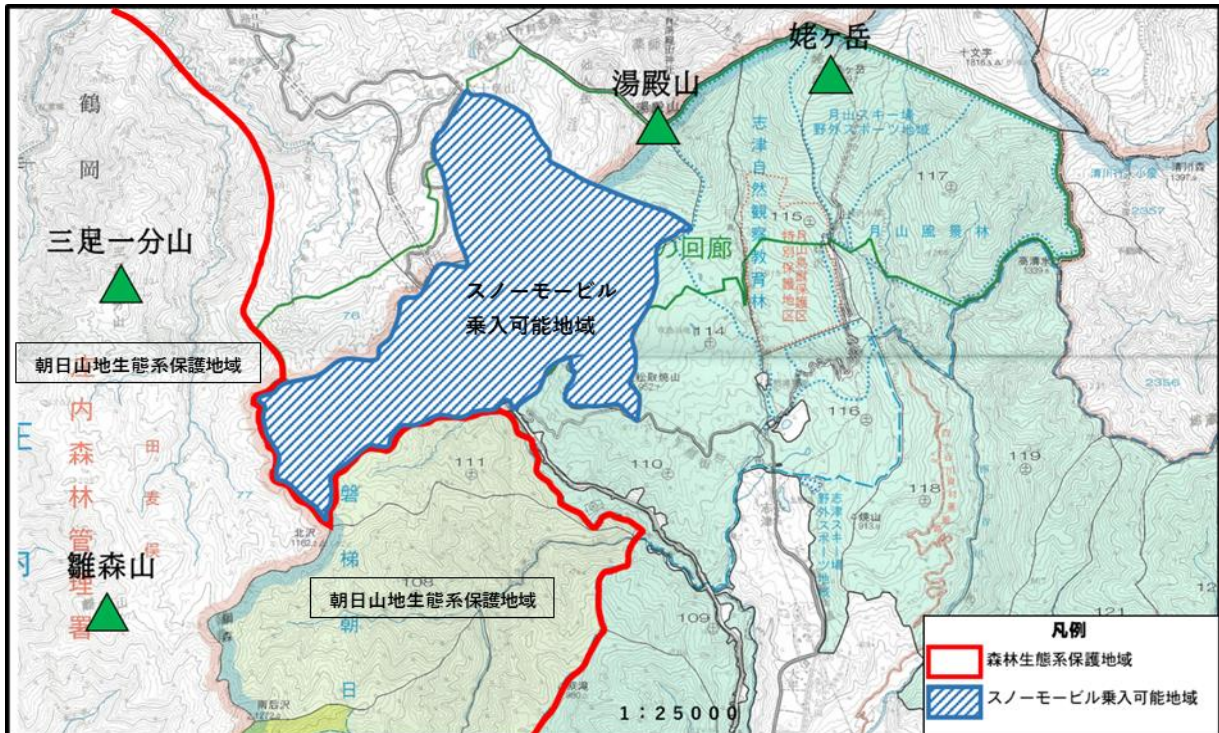


図 1 朝日山地生態系保護地域

月山自主ルール実施までの経過

平成17年度

- ・巡視員会議で生態系保護地域へのスノーモビル乗り入れが問題提起される

平成18年度

- ・合同実態調査

平成19年度

- ・月山第一トンネルに乗り入れ自粛の看板設置
- ・朝日山地森林生態系保護地域管理委員会でスノーモビル乗り入れが議題として取り上げられた
- ・スノーモビラーの会との話し合い

平成20年度

- ・月山自主ルールを提示
- ・生態系保護地域への乗り入れ自粛を決定
- ・月山自主ルールを実施

図2 月山自主ルール実施までの経緯

(2) 月山自主ルールの概要

月山自主ルールは、自然環境保護、環境安全対策及び禁止事項の3項目から成り立っています。また、ルールを理解し、申込書の禁止事項を遵守できない場合は乗り入れを認めない事になっています。(図3)



図3 月山自主ルールの概要

① 1つ目の自然環境保護への取り組みについては、走行中に他の自然愛好者と出会った場合は、停止又は最徐行すること、スノーモービルで樹木を傷つけないこと、月山地域での乗り入れ自粛の確認は各関係機関と協議し、自然環境及び他の自然愛好者に配慮し決定することとなっています。

② 2つ目の環境安全対策への取り組みについては、主に乗り入れ時期は春分の日前後からゴールデンウィーク終わりまでとし、時間は午前9時から午後4時までとすること、1日で最大50台までの乗り入れとし、走行の際は必ず日本スノーモービル安全普及協会のインストラクターが先導すること、定められた地点以外からの乗り入れはできないこととなっています。なお、乗り入れ時期については積雪等の状況により前後する場合があります。

③ 三つ目の禁止事項については、決められたコース以外や夜間の走行禁止、競争やヒルクライムなどの危険な走行の禁止、スポーツマフラーや改造マフラーなどの排気音の大きいモビルの持ち込み禁止、アルコールの持ち込みや単独走行の禁止及び指定駐車場以外への駐車禁止となっています。

2 調査方法

資料（図4）及び関係者の方への聞き取り（写真1）で調査を行い、月山自主ルールがスノーモービルの乗り入れ及び森林生態系にどのような影響を与えているのか調べました。

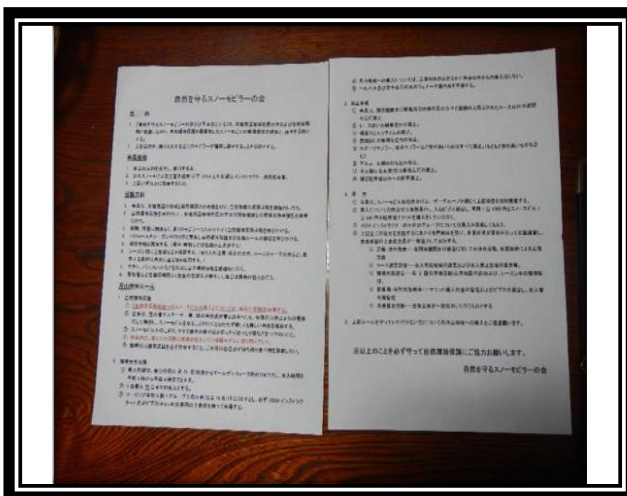


図4 規約（出典：自然を守るスノーモビラーの会） 写真1 実際の聞き取り

3 朝日庄内森林生態系保全センターの取組

朝日庄内森林生態系保全センターの取り組みとして、関係機関と連携しながらパトロール及び巡視を行っています。また、関係市町広報誌に月山自主ルールの掲載を毎年行っています。（写真2）



写真2 令和2年度の取組

4 結果

(1) 乗り入れについて

現在、乗り入れ可能な箇所を西川町志津地区の1カ所のみと定めているため、森林生態系保護地域への乗り入れは確認されていません。また、乗り入れ台数についても、「自然を守るスノーモビラーの会」の高齢化や、スノーモービル本体の価格の高騰等の影響により、減少しています。(図5)

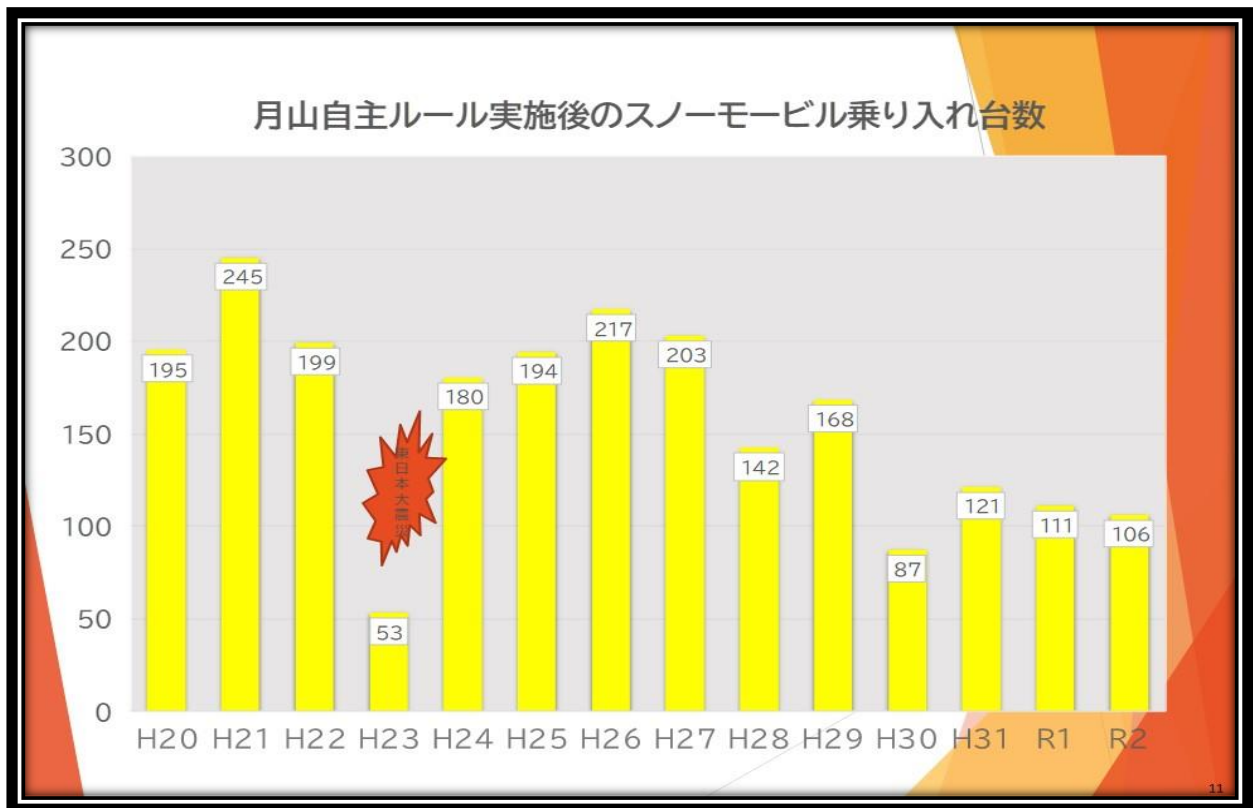


図5 月山自主ルール実施後のスノーモービル乗り入れ台数の推移

(2) マナーについて

自然を守るスノーモビラーの会の活動として、活動期間中にゴミ拾いを行っていることから、ゴミが減少していることが確認できました。また、パトロール及び巡視の際に、樹木への損傷行為等は確認されませんでした。

5 まとめ

以上のことから、月山自主ルールを実施したことにより、森林生態系の保全や、スノーモビラーのマナー向上に繋がっている事が分かりました。また、日本スノーモービル安全普及協会のインストラクターが先導していることから、安全面についても向上していると言えます。

当センターでは、今後とも関係機関や地元の方々と連携しながらパトロール及び巡視を行い、改めて月山自主ルールの周知や、さらなる生態系保護に努めて参ります。